

品川区障害福祉サービス事業者等指導および監査実施要綱

制定	平成28年2月1日	区長決定
	要綱	第54号
改正	令和4年4月28日	区長決定
	要綱	第152号
改正	令和5年10月25日	区長決定
	要綱	第177号
改正	令和6年9月18日	区長決定
	要綱	第323号
改正	令和7年4月1日	区長決定
	要綱	第192号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する障害福祉サービス事業者、障害者支援施設設置者、一般相談支援事業者および特定相談支援事業者ならびに児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）に規定する障害児通所支援事業者および障害児相談支援事業者等（以下「事業者等」という。）に対して、区が行う指導および監査について基本的事項を定めることにより、法、東京都（以下「都」という。）条例および品川区（以下「区」という。）条例に基づく最低基準および指定基準等（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導または是正の措置を講ずることにより、事業者等のサービス内容の質の確保および給付に係る費用等の支給の適正化を図り、区における障害者福祉施策の増進に寄与することを目的とする。

2 前項の都条例および区条例は、次に掲げる条例をいう。

- (1) 東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第135号）
- (2) 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）
- (3) 東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第137号）
- (4) 東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第136号）

- (5) 品川区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例（令和6年品川区条例第32号）
- (6) 品川区指定障害児入所施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例（令和6年品川区条例第36号）
- (7) 品川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準に関する条例（令和6年品川区条例第37号）

（指導方針）

第2条 区長は、事業者等に対し、法令、通達、都条例、区条例、区が定める指導に係る基準等に対するサービス内容および給付に係る費用の請求に関する事項について、周知徹底させるとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言および指導を行う。

2 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、指導の対象となる事業者等に周知すべき事案等があった場合、その内容に応じ一定の場所に集めて講習等の方法またはオンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等の方法により行う。

(2) 運営指導

運営指導は、次条第1項第2号に該当する事業者等があった場合、対象となる当該事業者等の事業所または施設において実地で行う。ただし、運営指導を効果的かつ効率的に行うため、必要に応じて一定の場所において個別に指導を行うことができる。

（指導対象事業者等選定基準等）

第3条 区長は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、次に掲げる選定基準に基づき、対象事業者等の選定を行う。

(1) 集団指導

ア 区が指定の権限を持ち、指導が必要な事業者等

イ 自立支援給付および障害児支援給付費（以下「自立支援給付等」という。）に関して必要があると認める事業者等

(2) 運営指導

ア 利用者からの苦情の対象となった事業者等

イ 従業員や管理者からの情報提供があった事業者等

ウ 都、国民健康保険団体連合会または他保険者からの情報提供があった事業者等

- エ 他課または関係事業所からの情報提供があった事業者等
 - オ 指導実施日において、事業開始後おおむね1年を経過している事業者等
 - カ 都および区で実施した過去の指導に基づく改善が、未達成または状況が不明な事業者等
 - キ 過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な事業者等
 - ク 事業開始後運営指導を実施していない事業者等
 - ケ その他の理由により、指導が必要と認められる事業者等
- 2 区長は、指導検査の項目、関係法令、評価事項、評価区分等を集約した指導検査基準（以下「検査基準」という。）を別に定める。
- 3 区長は、指導および監査を効果的かつ効率的に実施するため、指導および監査の目標、重点項目、実施方法等を掲げ、毎年度指導等実施方針（以下「実施方針」という。）を別に定める。

（指導方法等）

第4条 指導の方法は、次のとおりとする。

（1） 集団指導

ア 指導通知

区長は、指導対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を当該事業所等に通知する。

イ 指導方法

指導は、自立支援給付等対象サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容および過去の指導事例等について講習等の方式またはオンライン等の活用による動画の配信の方式により行う。

（2） 運営指導

ア 指導通知

区長は、指導対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ運営指導の根拠規定、実施日、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該事業者等に通知する。ただし、区長が必要と認める場合には、指導の開始時に文書を交付することによって行うものとする。

イ 指導方法

指導は、事業者等の関係者から関係書類を基に説明を求める面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

ウ 指導結果の通知

区長は、指導の結果、改善を要すると認められた事項および報酬等について過誤による調整を要すると認められた事項は、後日文書によってその旨の通知を行う。

エ 改善報告書の提出

区長は、当該事業者等に対して、文書により改善を指摘した場合は、指導結果通知後30日以内に、改善報告書を提出するよう求めることができる。

オ 指導体制

指導は、職員2名以上の指導班を編成して実施する。

カ 調査書等の提出

区長は、指導の実施に当たって、事業者等にあらかじめ指導に必要な調査書等の提出を求めることができる。

2 指導後の措置等は、次のとおりとする。

- (1) 区長は、指導の結果、運営指導において指摘した事項について改善が不十分な事業者等については、必要に応じて、再度、指導等を行う。
- (2) 区長は、指導の結果、第7条に定める監査実施基準に該当すると判断した場合は、速やかに監査を行う。
- (3) 区長は、指導の結果、事業者等のサービスの内容または給付に係る費用の請求等に関し、不正または不当な事実を確認したときは、当該事業者等に対し、給付に係る費用等の自主返還等を行うよう指導する。
- (4) 区長は、指導の結果のうち、文書指摘事項および改善状況については、原則として区のホームページに掲載し情報を提供する。

(都への通知)

第5条 区長は、指定権限が都にある事業者等に対して指導を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を都知事に対して行い、結果についても、同様に報告する。

(監査方針)

第6条 区長は、事業者等のサービス内容が不当である場合、給付に係る費用の請求等に不正が疑われている場合、事業運営に重大な支障が生じていることを疑うに足る場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置として、監査を行う。

(監査実施基準)

第7条 監査は、事業者等が次に掲げるいずれかに該当する場合に行う。

- (1) サービス内容に不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 給付に係る費用等の請求に不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (3) 基準等において、重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- (4) 度重なる運営指導によってもサービス内容または給付に係る費用等の請求に改善が見られないとき。
- (5) 正当な理由がなく、運営指導を拒否したとき。

(監査方法等)

第8条 監査の方法は、次のとおりとする。

(1) 事前調査

原則として、監査を実施する前に給付に係る費用等の請求等による書面調査を行うとともに、必要と認められる場合には、当該事業者等のサービスを受けた障害者および障害児の保護者に対する聞き取り調査を行う。

(2) 報告等

ア 区長は、前条に掲げる事項等の確認について、必要があると認めるときは、事業者等に対し、報告もしくは帳簿書類の提出もしくは提示を命じ、出頭を求め、または当該職員に関係者に対して質問させ、もしくは当該事業者等の当該指定に係る事業所等へ立ち入り、その設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査を行うことができる。

イ 区長は、指定権限が都にある事業者等に対して監査を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を都知事に対し行う。

(3) 監査対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定、実施日、場所、監査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により、当該事業者等に通知する。ただし、緊急に監査を実施する必要があると判断した場合には、監査の当日に通知を行うことができる。

(4) 監査に当たっては、監査対象となる事業者等の設置者またはこれに代わる者および管理者の出席を求めるほか、必要に応じて給付等対象サービスの担当者、報酬請求の担当者または関係者の出席を求めることができる。

(5) 区長は、監査を実施したときは当該監査に係る調書を作成する。

(6) 監査体制

ア 原則として、係長級以上の職にある者を長とする職員2名以上の監査班を編成する。

イ 区長は、問題の性質等に応じて、課長級の職にあるものを長とした職員3名以上の特別班を編成して実施することができる。

- 2 監査結果の通知等については、次のとおりとする。
 - (1) 区長は、監査の結果について、都に通知を行う。ただし、都と区が同時に実地監査等を行っている場合には、省略することができる。
 - (2) 区長は、監査の結果、当該事業者等に対して、指定基準違反等が認められる場合であって、軽微な改善を要すると認められる事項については、後日文書によってその旨の通知を行う。
 - (3) 区長は、当該事業者等に対して、前号の規定により文書で通知した事項について、文書により報告を求める。
- 3 区長は、指定特定相談支援事業者ならびに指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設設置者および指定障害児相談支援事業者（以下「相談支援事業者等」という。）に指定基準違反等が認められる場合には、次に掲げる措置を行うことができる。

(1) 行政上の措置

ア 勧告

区長は、相談支援事業者等が従業員の知識、技能または人員について基準に適合していない場合や、事業の運営に関する基準に従って適正な運営をしていない相談支援事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

勧告を受けた当該相談支援事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

イ 命令

区長は、勧告を受けた相談支援事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該相談支援事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを文書により命令することができる。

命令を受けた当該相談支援事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。命令をした場合には、その旨の公示を行う。

ウ 指定の取消し等

区長は、法第51条の29第2項各号ならびに児福法第21条の5の24第1項各号、児福法第24条の17第1項各号、児福法第24条の36第1項各号および児福法第33条の18第6項のいずれかに該当する場合においては、当該相談支援事業者に係る指定を取り消し、または期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

エ 聴聞等

区長は、監査の結果、当該相談支援事業者等が命令または指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞または弁明の機会の付与を行う。

（2）経済上の措置

ア 区長は、監査の結果、サービス内容または給付に係る費用の請求に関し偽りその他不正の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合は、法第8条第2項または児福法第57条の2に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うことができる。

イ 区長は、命令または指定の取消等を行った場合には、原則として、法第8条第2項または児福法第57条の2の規定により、当該相談支援事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

ウ 区長は、監査の結果、サービス内容または給付に係る費用の請求に関し不正または不当の事実が認められた場合における当該返還金に係る返還期間は、5年間とする。

（その他）

第9条 この要綱に定めのない事項については、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月28日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年10月25日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。